

大仙美郷介護福祉組合特別養護老人ホームの入所決定等に関する
規則の一部を改正する規則
改 正 要 旨

1 改正理由

特別養護老人ホームの入所における透明性及び公平性を確保するため、
所要の整備をする必要がある。

2 改正内容

(1) 入所順位 1 位の者が該当した際入所順位 2 位以下の者を入所候補
者に決定することができる場合の基準を次のとおり加えることと
する。(第 7 条関係)

ア 常時の医療行為を必要とする者であって、入所後、必要な医療行
為を受けることができなくなると認められる場合

イ 極めて頻繁に医療機関の受診を必要とする者であって、入所後、
必要な医療機関の受診をさせることができなくなると認められる
場合

ウ 精神疾患、認知症等により著しい行動異常がある者であって、入
所後、暴力、乱暴な言動等により他の入所者に迷惑を及ぼすことが
明らかに予見される場合

エ 短期入所生活介護事業所又はデイサービスセンター（組合が設置
するものに限る。）に対して、利用料を滞納している者であって、
(2) アに規定する入所決定通知書の施行日の前日までに当該滞納
額の全額を支払う見込みがない場合

(2) 入所決定通知書（第 8 条関係）

所長は、入所者を決定したときは、入所決定通知書（様式第 6 号）
により入所申込者に通知しなければならないこととする。

(3) 入所待機者名簿削除決定通知書（第 10 条関係）

第 8 条第 4 項の規定に基づき名簿から削除する場合又は入所申込
者から入所申込みの取下げをする旨の申し出があった場合は、入所待
機者名簿削除決定通知書（様式第 7 号）により入所申込者に通知しな
なければならない。ただし、入所待機者が死亡したことにより名簿から
削除する場合は、これを省略することができるものとする。

(4) 様式の追加

(2) 及び (3) に規定する様式を定めることとする。

(5) その他

その他、所要の字句の整理をすることとする。

3 施行期日

この規則は、平成23年12月1日から施行する。